

開催期日 平成30年1月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	平成30年1月15日	午後1時25分
閉 会	平成30年1月15日	午後2時20分
場 所	中島村役場2階会議室	

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
～2号 意見の決定について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について

協議事項 平成30年度農作業労賃協定額の設定（改定）に  
ついて

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員10名中・出席者9名・欠席者1名（出欠者名 別紙のとおり）

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 向 井 正

### 5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 長 田 順 子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、只今から平成30年第1回の農業委員会を開催する旨を宣した。本日は4番小平玉江委員から欠席の通告があり、委員の過半数が出席しており本会議が成立する旨を報告した。

会 長（あいさつ）

みなさん、改めまして新年あけましておめでとうございます。

平成30年第1回農業委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中そしてお寒い中をご出席いただきまして誠にありがとうございました。

私たちも中島村のスローガンであります「みんなが主役・笑顔あふれる美しきなかじま」になりますように、様々な案件に対しましてしっかりと更には全力で対応してまいりたいと思いますので、各委員の皆様方どうぞ今後ともなお一層のご尽力そしてご支援・ご協力をお願い申し上げます。

さて、今回の議案でございますが議案が3件・協議事項が1件。その他でございます。どうぞ各委員の皆様方、慎重審議をお願い申し上げまして大変簡単でございますが、挨拶といたします。ご苦労様ございました。

本日はありがとうございました。

事務局長

議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について慣例により議長指名に異議ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議ないものと認め、2番水野谷一男委員、3番水野谷一郎委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局説明願います。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第1号について質疑に入る旨を宣し、確認委員に報告を求めた。

7番緑川道春委員

受付番号第1号につきまして、1月9日に設定人●●●●さん、●●●●さんに電話にて、被設定人●●●●さんに直接確認したところ、申請内容に間違いのないことでした。また、転用面積が10,000㎡以上を超える場合、農業会議の意見聴取が必要となることから、1月9日に常設審議委員会が矢吹町文化センターにおいて開催されました。常設委員である白河市農業委員会会長・砂塚さん、矢吹町農業委員会会長及び担当委員、中島村から円谷会長・事務局・確認地区担当委員として私が会議に出席し、内容について審議し現地確認をいたしました。問題はなく周辺農地に影響はないものと思われ。以上報告終わります。

議 長

只今、確認委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数でありますので採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き議事に入る旨を宣し、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局説明願います。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第2号について質疑に入る旨を宣し、確認委員に報告を求めた。

7番緑川道春委員

受付番号第2号につきまして、1月9日設定人●●●●さん、被設定人●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんとのことでした。また、現地についても1月9日に確認しましたが、問題はなく放流管路埋設工事終了後は農地へ復元するので、周辺農地に影響はないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数でありますので採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き議事に入る旨を宣し、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分の決定について事務局説明願います。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第3号について質疑に入る旨を宣し、確認委員に報告を求めた。

7番緑川道春委員

受付番号第3号につきまして、1月9日設定人●●●●さん、被設定人●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容に間違いございませんとのことでした。また、現地についても同日に確認しましたが問題はなく、周辺農地に影響はないと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数でありますので採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議なしの声多数でありますので採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き協議事項平成30年度農作業労賃協定額の設定（改定）について協議に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局長

協議事項平成30年度農作業労賃協定額の設定（改定）について議案書に従い朗読説明した。

議 長

他市町村の特徴もありますが、他市町村の動向を参考にしながら考えていただきたいと思います。どうですか。

西郷は対象にならないですから。

事務局長

本日ここで改定の必要がないということになれば、協定会議の方は開催しないということになります。もし、改定が必要だとなれば協定会議を開いてそこへ諮問するということになり、そこで協議してもらって再度農業委員会で決定するということになります。

議 長

職務代理さんが協定会議の委員になっています。

どうですか、意見ありますか。

2番水野谷一男委員

現状維持で異議なし。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数でありますので、平成30年度農作業労賃協定額の設定については昨年同様ということをお願いしたいと思います。

事務局長

それでは、平成30年度農作業労賃協定額の設定については、昨年同様ということで事務を進めたいと思います。そういうことでありますので、協定会議は開催しないということになりますのでよろしくお願いいたします。

議長

協定会議は開催しないということです。よろしくお願いいたします。

事務局長補佐

その他で、次回農業委員会日程・後期農業委員研修会について説明を行った。

議長

以上をもって、全議案審議終了につき閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時

平成30年1月15日午後2時20分

議決事項及び賛否の数

- |       |                                  |                  |      |      |
|-------|----------------------------------|------------------|------|------|
| 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について | 原案のとおり異議ない旨知事に進達 | 賛成9名 | 反対0名 |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について | 原案のとおり異議ない旨知事に進達 | 賛成9名 | 反対0名 |
| 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について    | 原案のとおり可決         | 賛成9名 | 反対0名 |